

三重県のスクラップヤードの現状と課題

令和8年9月2日（水）

第2回スクラップヤード環境対策技術検討会

三重県
環境生活部環境共生局
資源循環推進課

三重県の基礎情報



●基本情報（令和8年 1 月 1 日現在）

面積 : 約5,774km²（全国25番）

人口 : 約172万人（全国22番）

●関連する主な条例

・ 三重県生活環境の保全に関する条例

（平成13年 3 月27日施行）

公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減並びに資源の循環的利用を図るための措置等を定め、県民の健康の保護、良好な生活環境の保持及び保護並びに環境水準の向上に関する施策を総合的に推進し、現在及び将来の生活環境の保全を図ることを目的に制定

・ 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例

（令和 3 年 1 0 月 1 日施行）

自動車解体業者及び中古自動車輸出業者を対象に、盗難自動車の解体及び輸出を防止し、自動車の盗難の防止及び盗難被害の迅速な回復に資するとともに、地域の良好な生活環境を確保することを目的に制定

三重県のスクラップヤードの推移

県内のスクラップヤードの事業場数は、北勢地域や伊賀地域で増加した。

[単位：件]

三重県全体	R6.9.30時点	R7.9.30時点	増減
事業場数	116	123	7
有害使用済機器保管等事業場	10	13	3
届出するよう指導中の事業場	8	8	0
有害使用済機器以外の再生資源物保管等事業場	98	102	4

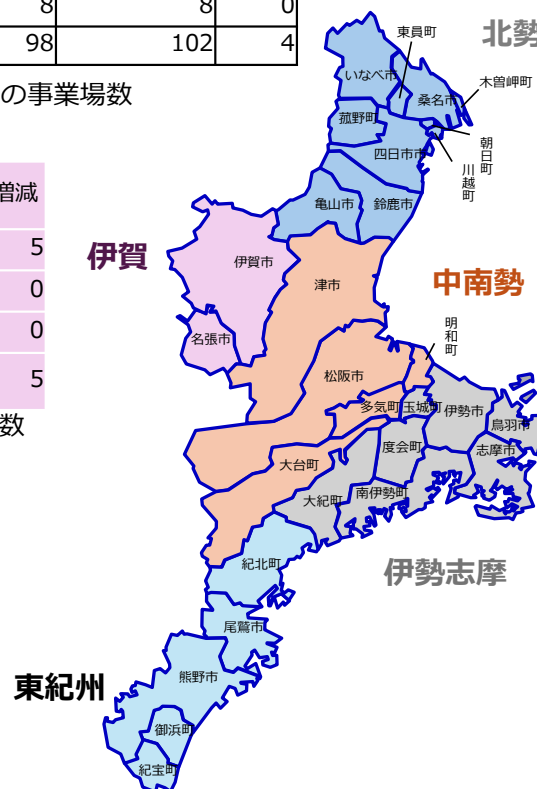
表1 三重県内のスクラップヤードの事業場数

伊賀地域 (伊賀環境室が所管)	R6.9.30 時点	R7.9.30 時点	増減
事業場数	20	25	5
有害使用済機器保管等事業場	0	0	0
届出するよう指導中の事業場	2	2	0
有害使用済機器以外の再生資源物保管等事業場	18	23	5

表1-3 伊賀地域のスクラップヤードの事業場数

東紀州地域 (紀北、紀南環境室が所管)	R6.9.30 時点	R7.9.30 時点	増減
事業場数	5	5	0
有害使用済機器保管等事業場	1	1	0
届出するよう指導中の事業場	0	2	2
有害使用済機器以外の再生資源物保管等事業場	4	2	▲2

表1-5 東紀州地域のスクラップヤードの事業場数



北勢 (桑名、四日市、鈴鹿環境室が所管)	R6.9.30時 点	R7.9.30時 点	増減
事業場数	42	46	4
有害使用済機器保管等事業場	3	6	3
届出するよう指導中の事業場	1	0	▲1
有害使用済機器以外の再生資源物保管等事業場	38	40	2

表1-1 北勢地域のスクラップヤードの事業場数

中南勢 (津環境室、松阪環境室が所管)	R6.9.30時 点	R7.9.30時 点	増減
事業場数	26	24	▲2
有害使用済機器保管等事業場	4	4	0
届出するよう指導中の事業場	4	3	▲1
有害使用済機器以外の再生資源物保管等事業場	18	17	▲1

表1-2 中南勢地域のスクラップヤードの事業場数

伊勢志摩 (南勢志摩環境室が所管)	R6.9.30時 点	R7.9.30 時点	増減
事業場数	23	23	0
有害使用済機器保管等事業場	2	2	0
届出するよう指導中の事業場	1	1	0
有害使用済機器以外の再生資源物保管等事業場	20	20	0

表1-4 伊勢志摩地域のスクラップヤードの事業場数

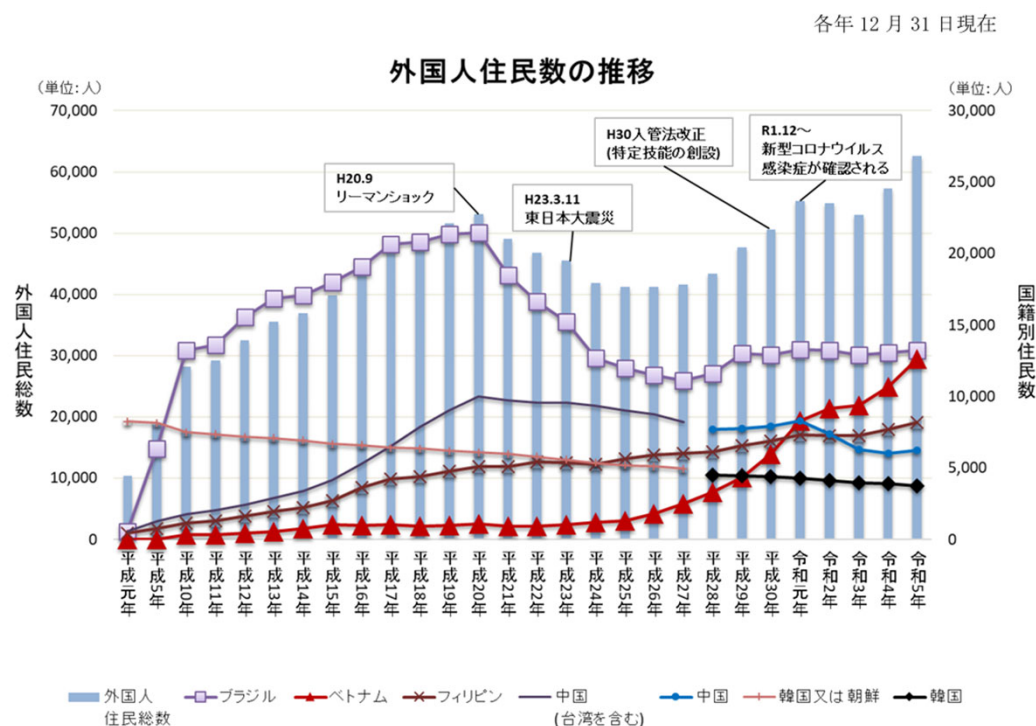
三重県のスクラップヤード事業者の国籍

県内のスクラップヤードの事業場の代表者の国籍は中国の割合が高い。北勢・中南勢・伊賀地域はその傾向が顕著。
 なお、県内の外国人住民総数は増加傾向にあり、中国や韓国はやや減少傾向、ブラジルは横ばい、ベトナムやフィリピンは増加傾向。

[単位：件]

	北勢	中南勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州	三重県
日本	11	9	7	12	1	40
中国	17	13	11	5	3	49
その他 (韓国、ブラジル、ベトナム)	3	0	0	0	0	3
不明	15	2	7	6	1	31
計	46	24	25	23	5	123

表2 三重県内のスクラップヤードの代表者の国籍



出典 外国人住民国籍・地域別人口調査（令和5年12月31日現在）の結果（三重県）

三重県のスクラップヤードの生活環境支障の発生状況

事業場の分類	支障の種類									計
	火災	LiB	土壌・ 地下水 汚染	飛散 ・流出	騒音 ・振動	悪臭	水質 汚濁	崩落	その他	
再生資源物保管等事業場	3	0	0	7	4	5	4	1	3	22
金属スクラップ保管等事業場	1	0	0	0	1	2	1	0	0	3
雑品スクラップ保管等事業場	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
プラスチック資源保管等事業場	1	0	0	6	1	3	2	1	1	13
詳細不明の再生資源物保管等事業場	0	0	0	1	2	0	0	0	2	4

表3 生活環境保全上の影響が生じた件数（令和6年10月1日～令和7年9月30日）

<状況>

- 生活環境保全上の影響が生じた件数は、飛散・流出、騒音・振動、悪臭、水質汚濁が多い。

<生活環境保全上の支障の発生に対する対応>

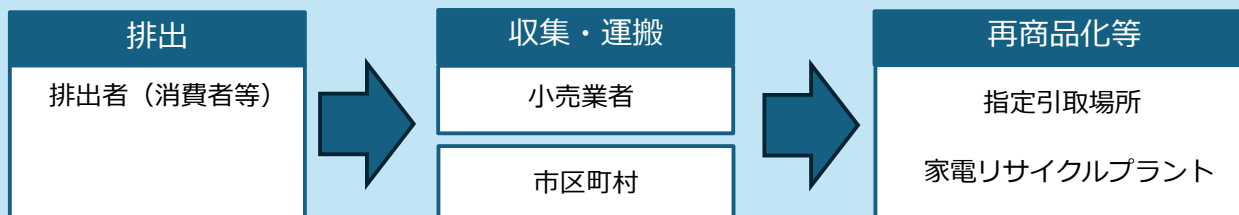
- 生活環境保全に係る苦情が申し立てられた場合、市町・関係機関と連携し、それぞれの所管する環境法令（廃棄物処理法、水質汚濁防止法や悪臭防止法等）、それ以外の関係法令（都市計画法、消防法等）に基づき、違反があれば、指導・助言を実施。

処理ルート

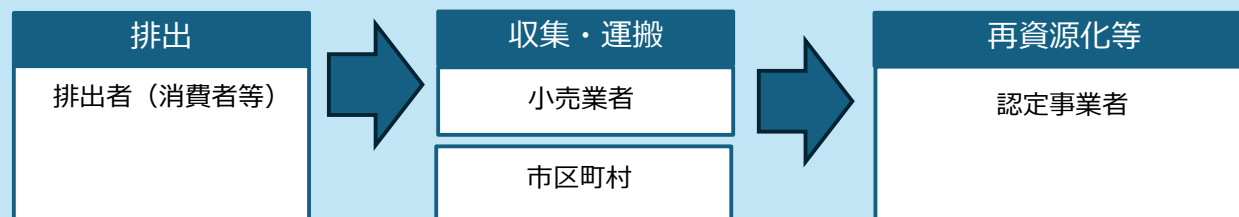
<適切なリサイクルルート>

廃家電 4 品目

エアコン
テレビ（ブラウン管式及び液晶・有機EL・プラズマ式）
電気冷蔵庫・電気冷凍庫
電気洗濯機・衣類乾燥機



使用済小型電子機器等 28品目



<不適切な主な事例>

解体工事



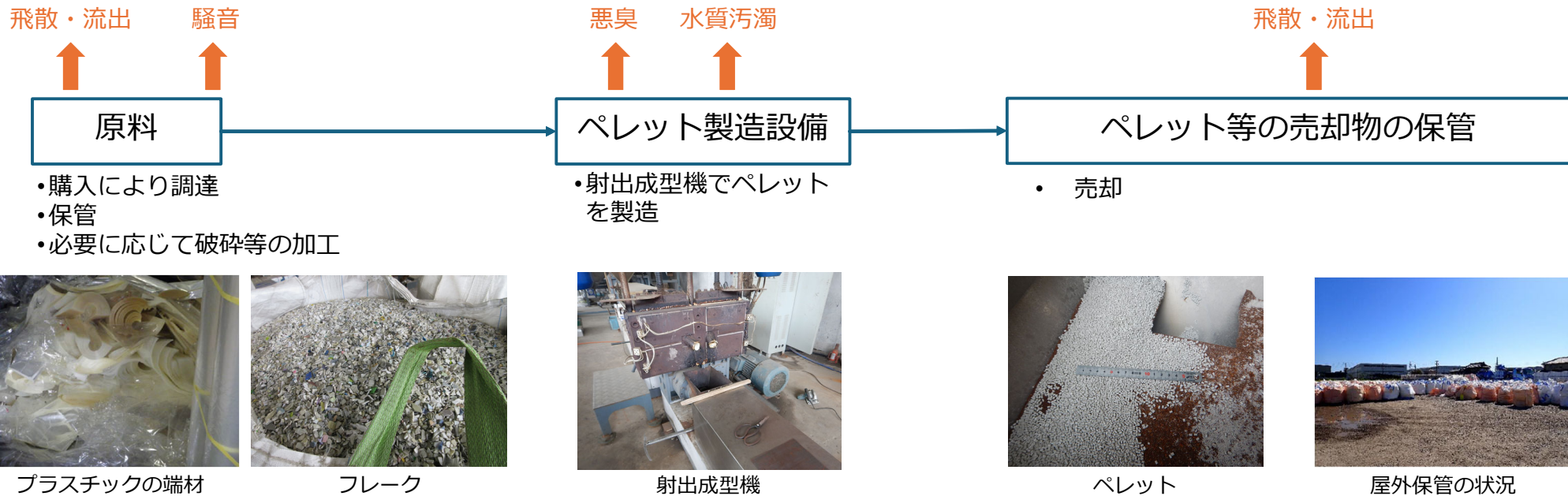
重機等で取り外し

スクラップ
ヤード

無許可の
不用品回収業者等

持ち込み

プラスチック資源保管等事業場における再生行為の実態



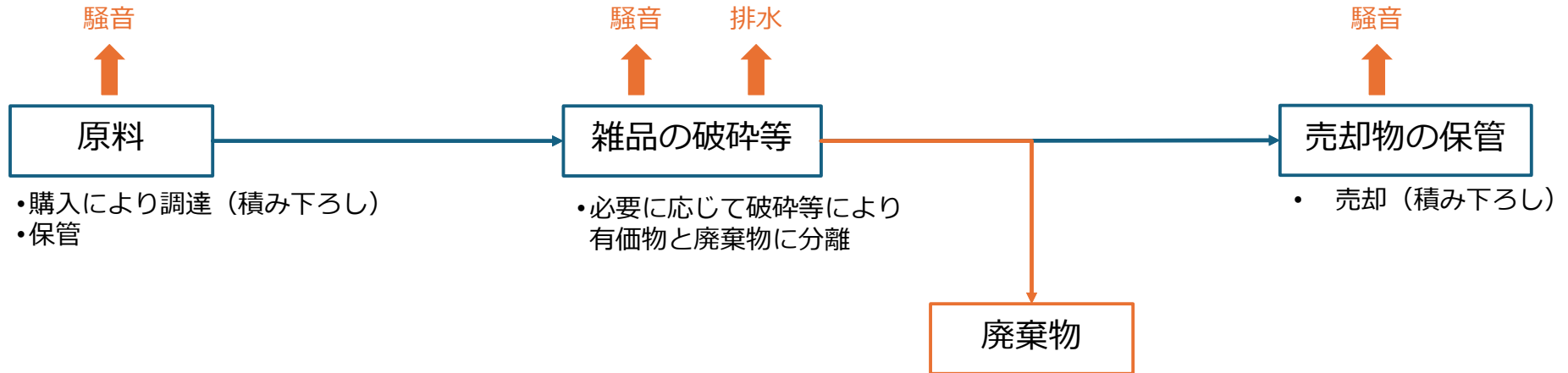
環境負荷に伴う苦情の代表例

- 射出成型時の排ガス発生による悪臭発生
- ペレット製造に伴うプラスチック片が排水への混入し、飛散・流出
- 原料や売却物を屋外で長期保管したことによりベラー等が劣化し、飛散・流出



飛散・流出した事例

雑品スクラップ保管等事業場における再生行為の実態



事業場での不適切な取扱いに対する指導事例

- ・ 分解された状態で解体事業者から買い取ったエアコン
- ・ 野ざらしで保管しているリユース品と主張するエアコン
- ・ 廃棄物の搬出がなされておらず長期間の保管となっている



買い取ったエアコン

環境負荷に伴う苦情の代表例

- ・ 重機の稼働や荷役作業による作業騒音
- ・ 機器類に注入されていた油の流出
- ・ 廃リチウムイオン電池等の不適切な取扱いによる火災

スクラップヤードの主な実情

保管物の高さの制限

(飛散・流出防止／火災発生防止措置)

周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から、保管の高さを制限する措置（最大0m等）

飛散・流出防止措置

みだりに人が入り込まないように、また、保管物が周辺環境へ飛散・流出・崩落しないよう囲いを設置する措置（構造耐力上安全な強度、網フェンス設置等）

分別・保管措置

電池や油類、モーターなど、火災を発生させるおそれのある物を分別・保管する措置

汚水流出防止措置

油水分離装置や排水溝を設置する措置

火災発生・延焼防止措置

仕切りの設置や保管物同士の距離を空ける措置（保管物同士の間隔0m以上、保管面積0m²以下等）

掲示措置

保管場所である旨、保管品目、管理者の氏名・連絡先など必要な事項を周知する措置（0cm×0cmの掲示板等）

地下浸透防止措置

油の漏洩や汚水の発生・流出等を防止するため、コンクリートなどを敷設する措置

騒音・振動防止措置

重機の稼働や保管物の積み上げ・積み下ろしに伴う騒音・振動を低減する措置（小型車両・重機の使用等）

構造耐力上安全な強度でない壁

受入れ物にLiBが混在し、火災発生のリスクを抱えた状態

居抜き物件のため、油水分離装置が設置されていない状態

事業場敷地が狭く、十分な距離が空けられない状態

地下浸透対策が十分でない状態



事業場の底面に敷かれた鉄板の隙間

基準を設定するうえで考慮が必要な事項

□ 事業者

- 日本語が分からない（分からないと主張する）事業者の場合、指導に苦慮するため、資格や講習会受講の義務化の検討をお願いしたい。また、改正法の周知を十分をお願いしたい。

□ 既存事業者の課題

既存事業者が改正法の施行までに対応すべき事項が課題

- 都市計画法の市街化調整区域の場合、建物の新築・改築等が制限されている場合、
- 地下浸透防止のためのコンクリート敷設、油水分離装置や構造耐力上安全な強度をもつ囲いの設置等の措置に伴う工事が改正法の施行までに間に合わないおそれ

□ 使用済みの金属・プラスチック物品の保管・再生基準

事業者に分かりやすいよう、また、指導しやすいよう、廃棄物に係る保管基準と整合を図る必要がある。

■ 保管高さ

- ① 使用済みの金属・プラスチック物品（有価物）の保管高さ上限が設定されるが、廃棄物の保管には保管高さの上限が無く、有価物の方が基準が厳しくなるため、整合が必要。
- ② 単一素材の物品を保管する場合、単一素材の判断が難しいケースが想定されるため、明確な判断基準が必要。

■ 再生品の卒業基準

同じペレットを製造する場合であっても、動静脈連携のための水平リサイクルに取り組む事業者と雑多な使用済みプラスチックからペレットを製造し安価で売却する事業者では、管理体制に大きな差がある。そのため、ペレット等の再生品の品目をもって卒業基準とすることには留意が必要

□ 維持管理基準

- 騒音・振動による生活環境保全の影響は、騒音規制法等の特定施設がないと指導ができない場合があり、騒音等の基準値や測定頻度等を定めた維持管理計画書を作成し、事業者が自主管理できる仕組みが必要。

□ 使用済みの金属・プラスチック物品の判別

- リユース品と主張された場合も、客観的に判断できる内容をガイドラインに盛り込む必要。
- 基準に適合した状態で保管していても、屋外の保管による劣化等により、環境保全上の支障が生じるおそれもあることに留意が必要



単一素材の判断が難しい状態